

昭和二十七年六月二十七日受領
答 弁 第 四 七 号

(質問の 四七)

内閣衆質第四七号

昭和二十七年六月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員並木芳雄君提出東京都におけるじやが芋の被害に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出東京都におけるじやが芋の被害に関する再質問に対する答弁書

一 被害の原因についての調査結果は、次の通りである。

(イ) 被害が発生した種芋の産地と認められる北海道上富良野村、中富良野村及び美瑛町における植物防疫官の検査は、植物防疫法及び種馬铃薯檢疫規程に従つて、適法に実施されたものと認められる。

(ロ) 被害を受けた農家より回収された一部の証票に、植物防疫法の検査と無関係である昭和二十五年度北海道自治検査の証票があつたことが認められた。

(ハ) なお、出荷の際の混乱のため、生産者において証票の添付に間違い等が生ずる可能性も考えられるので、引き続き調査中である。

二 調査の結果、問題となつた種芋を使用したことにより被害が発生したと認められる面積は、都下馬鈴薯総作付面積二千四百町歩中、バイラス発病率八割前後のもの約七十五町歩、バイラス発病率五割程度のもの約百八十町歩である。

三 調査の結果によると、植物防疫官の検査は、植物防疫法及び種馬鈴薯検疫規程に従い適法に行われたものと認められるので、国の損害賠償責任はないと考える。

右答弁する。